

## 知床半島先端部地区「利用の心得」（修正案）について

- 1 はじめに（先端部地区の「利用の心得」作成に当たり）
- 2 「利用の心得」の適用範囲
- 3 利用の心得（修正案）
  - (1)基本原則
  - (2)共通事項
  - (2)特定利用形態別事項(特定の利用形態に関して守るべき事項)
- 4 利用の心得の周知

## 1 はじめに（先端部地区の「利用の心得」作成に当たり）

知床半島先端部地区は、極めて原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を有する地域であり、人類共通の財産として持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いでいく必要がある。従って、当該地域における利用については、生態系の多様性を将来にわたり保全することを前提として、自然環境に支障を及ぼさないよう適切に行うこと（知床世界遺産候補地管理計画）とされている。また、利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とする（平成13年度策定「知床国立公園の適正利用基本構想」）とされている。

当地区は、整備された道などの施設はなく、そのうえ刻々と変化する海況や風況、低い海水温や高密度なヒグマの生息など極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、一般的な利用に関する安全性や快適性は全く保証されていない。従って、当該地区内に立ち入る「利用者」は、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚し、本「利用の心得」を的確に遵守することが求められる。

これらのことから、知床半島先端部地区への各種の利用形態による立ち入りは、現状程度以下に抑え、知床半島先端部地区の利用の適正化を推進するため、本「利用の心得」を定め、その普及・啓発を図ることにより、「利用者」が本「利用の心得」を的確に遵守すること求めるものである。

なお、本「利用の心得」は、「知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画（環境省東北北海道地区自然保護事務所・平成16年12月）」における以下の「4 基本方針」及び「6 利用形態別取り扱い方針」を踏まえて策定するものとする。

### 「4 基本方針」

「先端部地区」では、平成13年度の知床国立公園適正利用基本構想の考え方及び平成16年1月の知床世界自然遺産候補地管理計画の内容を踏まえ、当該地区の特性に応じて、以下の事項を基本方針として利用の適正化を進める。

- ① 動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、従来の「上陸利用は認めない」という規制を徹底・強化する。
- ② 徒歩やシーカヤックなどの人力による陸域への立ち入り利用については、対象となる陸域の一部に、希少動物の生息・繁殖地、海鳥の集団繁殖地、脆弱な植物群落地、遺跡・埋蔵文化財包含地等の保護・保存を図る必要のある場所があるため、自由利用ではなく、対象となる場所の特性と利用形態に応じて、具体的な「利用ルール」を設けて、自然環境の保全及び自然体験の質の確保上問題が生じないように一定の制限を加えていくものとする。
- ③ 海域の利用については、当該地が海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっており、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察行動などがこれ

ら海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また、地域の産業であるサケ・マス漁等漁業活動との両立が円滑に図られるよう「利用ルール」を設けるとともに普及啓発に努める。

- ④ 利用の安全性に関しては、事前の情報提供や事前レクチャーの仕組みを設けることにより、利用の安全性向上と利用者の「自己責任」意識の普及啓発に努める。
- ⑤ 原生的自然の保全を図るため、自然に与える負荷を軽減しつつ自然体験が得られるよう自然にやさしい行動や活動が望まれる。そのため、巡視等の指導体制の整備、普及啓発、事前レクチャー等の充実を図る。
- ⑥ 日常的に利用者と接する地域住民や関係事業者などの人達が「利用ルール」の指導や普及の役割を果たしていくことが大切であり、地域住民や地域内外の関係事業者と関係行政機関などとの連携を強化することにより、そうした機能が効果的に発揮されるような仕組み（ネットワークの構築等）を設けていく。

## **「6 利用形態別取り扱い方針」**

利用形態別の基本的な取り扱い方針を以下のとおりとする。

### **1) 海岸トレッキング利用**

知床岬、知床岳や知床沼への登山等のための海岸線トレッキング利用は、徒歩による利用であり原生的な自然環境の保全と両立し得るものであるが、海岸陸域部では比較的高度な登山技術を要するとともに、何ら歯止めなく多数の利用者が立ち入ることは、貴重な植生や動物相に影響を及ぼすことがあることから、現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

### **2) 沿岸カヤッキング利用**

シーカヤックによる利用は、現状では比較的少数であり、自然環境に与える影響も少ない利用形態と言えるものである。しかしながら、沿岸海域部では気象条件等の十分な理解と知識及び高度な技術を要するものであり、また、原生的な海岸部への自由な立ち入りが可能な利用形態のため、場合によっては自然環境や漁業活動等への影響も懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

### **3) 山岳部登山利用**

硫黄山から北東の内陸山岳部は、急峻な地形と厳しい気象条件等により、極めて高度な登山技術を要する地域であるうえ、湿原植物等脆弱な自然地にテント場跡やたき火跡も見られ、立ち入りの状況によっては貴重な自然環境に悪影響が生じることから、立ち入りは現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

### **4) 河口部のサケ・マス釣り利用**

河口部に渡船によって上陸して行うサケ・マス釣りは、立ち入りの期間や範囲は比較的限定されているが、無秩序な入り込みやごみの放置等により自然環境等への影響も懸念されることから、現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響

が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

なお、その他の磯釣りや溪流釣りについては、今後、利用状況を把握しながら具体的な取り扱い方針を検討していく。

#### 5) 動力船による海域利用

沿岸海域部におけるレクリエーション目的の動力船（観光船、遊漁船、プレジャーボート等）による海域利用については、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう一定の「利用の心得」の下での利用とする。

#### 6) 動力船による上陸利用

知床岬地区への一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は、従来より関係行政機関の「申し合わせ」により認めていないところである。

知床岬地区に限らず、「先端部地区（陸域）」への動力船による上陸利用は、一度に多量の利用者や物資を運ぶことが可能であり、自然環境及び適正利用環境に多大な悪影響を与えるおそれがあることから、観光船、遊漁船、プレジャーボート等、船舶の種類を問わず、一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は認めないものとし、「申し合わせ」を徹底・強化するものとする。

ただし、上記「(1) 海岸トレッキング利用」「(3) 山岳部登山利用」の復路及び「(4) 河口部のサケ・マス釣り利用」に関する遊漁船については、別途それぞれの「利用の調整」において扱いを検討するものとする。

#### 7) その他の利用

水上バイクやダイビング、冬期の流氷上での体験活動などその他のレクリエーション利用についても、今後、利用状況を把握しながら具体的な取り扱い方針「利用ルール」を検討していく。

なお、航空機の低空飛行は、快適な利用や野生動物へ悪影響を及ぼす恐れがあることから、必要に応じ関係者へ行わないよう要請する。

また、利用者とヒグマとの接近や接触などによる軋轢の回避を図る必要性の高くなった地区（ルシャなど）においては立ち入り規制強化の方向で管理システムの検討を行う。

## 2 「利用の心得」の適用範囲

本「利用の心得」の適用は、「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」の「対象区域」及び「利用者の定義」による「利用者」を対象とする。

\* 「対象区域」：別添「地区概念図」の範囲

\* 「利用者」：上記1. 「6 利用形態別取り扱い方針」に記述する利用形態により「先端部地区」に立ち入る者を指し、これらの「利用者」の案内、引率、誘導、運搬等を行うために立ち入る者（ガイド、渡船業者等の事業者）及び取材・写真撮影等を目的として立ち入る者を含むものとする。なお、番屋所有者等の漁業に伴う行為土地や施設の管理を目的として立ち入る者は除くものとする。

## 知床半島先端部地区「利用の心得」（修正案）

### 3 利用の心得

「利用者」が「先端部地区」に立ち入る際には、次の事項を基本原則とし、自然保護や安全確保などの観点から留意すべき事項や禁止事項について、以下のとおり「利用の心得」を設定する。

#### (1) 基本原則

(自然環境への配慮)

- ・ 当地区の原始的な自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動が利用者により変化しないように配慮するとともに、自然環境へのインパクトを極力抑制するよう配慮すること。
- ・ 次に訪れる利用者に当地区ならではの原始的な自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さないようにすること。 (7/4案(1)の② 一般的事項の(原則)からここに移動)

(他の利用者への配慮)

- ・ 他の利用者が当地区で味わえるはずの原始的な自然体験を損なうような行為は行わないこと。

(自己責任)

- ・ 当地区は、整備された道などの施設はないうえ、極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚すること。

(情報収集等)

- ・ 立入に当たっては、事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターから、~~遭難・海難事故防止安全管理に関する~~ のたぬの情報（海岸部高巻き・徒渉箇所~~の状況~~、海域の岩礁・浅瀬の状況、潮の干満・風波等の気象状況、観光船等他船舶との影響回避対策等）及び利用に関する情報（野営場所、潮待ち場所等）を入手し、十分な理解・学習を行うとともに、これらに対処する技術の習得に努めること。
- ・ 立入に当たっては、羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターで事前レクチャーを受けること。その際、別途定める様式に従って計画書を提出すること。また、帰着後、利用者は現地~~で~~得た自然環境の状態やルート等利用環境の現況などの情報を羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに別途定める様式に従って報告すること。

(また、以下は② 一般的事項の(その他)からここに移動)

- ・ ~~ガイドや遊漁船・観光船瀬渡~~ などによって収益事業を行うの「事業者」は、日頃から情報の収集及び技術の習得等に努め、応対する「利用者」に対し、当該「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。

(7/4案(1)の① 安全管理に関する事項の(情報収集等)を一部修正、ここに移動)

#### (≠2) 共通事項

## ① 安全管理に関する事項

(事前準備)

- ・ 自己の体力と自然条件等を勘案し、事前に十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。
- ・ 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、立入に際して、関係機関等への手続きが必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ・ 万が一の海難、遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等の対応に万全を期すること。
- ・ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、利用形態に応じ、安全管理、事故防止のための装備を備えること。

~~=(情報収集等)=~~

~~立入に当たっては、事前に羅臼ビジターセンター~~（~~或いは知床自然センター~~）~~から、遭難・海難事故防止のための情報（海岸部高巻き・徒渉箇所~~の~~状況、海域の岩礁・浅瀬の状況、潮の干満・風波等の気象状況、観光船等他船舶との影響回避対策等）~~を~~入手し、十分な理解・学習~~を~~を行うとともに、これらに対処する技術の習得に努めること。~~

~~立入に当たっては、羅臼ビジターセンター~~（~~或いは知床自然センター~~）~~で事前レクチャー~~を~~受けること。その際、別途定める様式に則って計画書を提出すること。~~

~~ガイドや瀬渡しなどによって収益事業を行う「事業者」は、日頃から情報の収集及び技術の習得等に努め、応対する「利用者」に対し、当該「利用の心得」に関する啓発~~・~~教育に心がけ、行動に責任を持つこと。~~

(上記(1) 基本原則 に記述)

(ヒグマ対策)

- ・ 当地区は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性があるため、利用者の安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことに十分に留意するほか、事前レクチャーでの注意事項を守ること。
- ・ ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、事前レクチャーの際に立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ・ 野営の際には、ヒグマとの軋轢を避けるため、テント場、調理場、及び食料保管場を分け、ヒグマが食料やゴミを得られないような対策をとること。
- ・ クマスプレー、フードコンテナ、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。
- ・ ヒグマ等の野生動物を必要以上に誘引しないよう、食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。
- ・ エゾシカや漂着した海獣類などの動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている恐れがあるので不用意に近づかないこと。
- ・ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、見通しの悪い場所では声を出すなどあらかじめ人の存在を伝える努力をすること。
- ・ 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。(特にサケマス遡上時期の河川などはヒグマが集まりやすい。)
- ・ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時など視界が効かない時には、突発的な遭遇が起りやすいので、なるべく行動しないようにすること。

- ・ 進行方向にヒグマを目撃した場合は、無理をせずに引き返すこと。
- ・ ヒグマを目撃した場合は、羅臼ビジターセンター、または知床自然センターに利用後の報告と併せて必ず報告すること。
- ・ ヒグマ等の野生動物に食料やゴミを取られたり、これらを狙って近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。（取られたものは取り返さないこと。）また、他の利用者の安全性確保のため、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに利用後必ず報告すること。
- ・ ヒグマに対して故意に餌を与えないこと。
- ・ その他、当地域におけるヒグマ対策の詳細については、別途ホームページに設ける「ヒグマに関する注意」の項目をあらかじめ見て、十分な準備を行うこと。

## ② 一般的事項

(原則)

~~＝当地域の原始的な自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動が利用者により変化しないように配慮するとともに、自然環境へのインパクトを極力抑制するよう配慮すること。＝~~

~~＝次に訪れる利用者に当地域ならではの原始的な自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さないようにすること。＝~~

(上記(1)基本原則に記述)

- ・ 単独行動は避けること。

~~＝漁業施設である番屋に宿泊しないこと。＝~~

(下記(その他)に記述)

(自然物への干渉)

- ・ 立ち入りに際しては、外来種の持ち込みを防止するため、衣服、靴等に付着した種子等の除去に努めること。
- ・ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ・ 岩石、立木などに落書きをしないこと。

(野生動物への干渉)

- ・ 種の保存法に関わる希少鳥獣であるオジロワシ・シマフクロウの営巣木を見つけた場合には、営巣木の300m以内には近づいてはならないこと。また、当地域に見られるウミウ・オオセグロカモメなど海鳥類のコロニー及びアマツバメ・イワツバメの繁殖地（繁殖期間中）に立ち入らないこと。
- ・ 野生動物の撮影や観察を目的として、野生動物の行動に攪乱を与える行為を行ってならないこと。
- ・ 食料やゴミを野生動物に奪われないよう、フードコンテナの使用など適切な保管に心がけること。
- ・ キタキツネ、ヒグマ、野鳥など野生動物に餌を与えないこと。
- ・ 動物を驚かしたり、追い立てるなどの行為を行わないこと。

(植生保護等)

- ・ 歩行ルートは、踏み付けにより傷みやすい脆弱な植生地や、表土が崩れやすい場所は極力避けること。

#### (野営)

- ・ 植生に悪影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ・ 野営地での行動についても植生への悪影響を与えないよう配慮すること。
- ・ 野営に当たっては、利用の痕跡を残さないようにすること。
- ・ 知床岬灯台から半径3キロ以内の範囲においては、別途定める野営地点以外での野営は行わないこと。その他の野営できない場所などについて、事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに確認すること。

#### (たき火)

- ・ ~~国立公園特別保護地区内及び植生地では、~~たき火は行わないこと。~~(特別保護地区に指定されていない羅臼側の海岸線においても原則としてたき火は行わないこととするが、やむを得ず行う場合は、海岸線付近の流木の利用にとどめ、最小限の規模とする)とともに、たき火の痕跡を残さないよう適切に後始末をすること。~~

#### (ペットの持ち込み)

- ・ ペット類は同伴しないこと。

#### (騒音)

- ・ 騒いだり、大きな音を出す等、当地区の静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。~~(ヒグマ対策は除く)~~ ただし、ヒグマとの遭遇・接近を避けるために行う行為はこの限りではない。

#### (ゴミ、排泄物等の処理)

- ・ ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。
- ・ 石けんや洗剤は極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、無リンのものや生物分解可能なもの等環境への負荷が少ないものを使用すること。
- ・ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や食事に際して汚排水が出ないものを選定したり、使用後の食器はトイレトペーパーで拭く等自然環境に配慮すること。

~~水場では、洗濯を行わないこと。これらの行為は水場の水質汚染防止のため洗顔や歯磨きなどは水場から50m以上離れた場所とする~~ で処理する ~~行う~~ こと。

- ・ 携帯トイレを携行し、排泄 ~~もた~~ 糞便及び排泄に 物や使用した紙類は持ち帰ることを ~~推奨~~ 奨励 する。なお、やむを得ない場合は 最低限以下のとおりとし、その場合でも使用済みの紙類は持ち帰ることとする。

- ①海岸では、満潮時の潮位より上の場所に、10～20cm程の穴を掘って埋めること。また、排泄地点が集中しないよう分散に心がけること。



②山岳部では、水場となる場所や野営地など人の利用場所から50m以上離れた場所とするも、~~使用済みの紙類は持ち帰ること。~~また、排泄地点が集中しないよう分散に心がけること。

(その他)

- ・ 海産物の採取や漁業活動・施設（コンブ干し、定置網、番屋施設等）に立ち入るなど、漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。
- ・ 漁業施設である番屋に宿泊しないこと。（② 一般的事項の（原則）からここに移動）
- ・ 事前レクチャーの際に立ち入りをしないよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ・ 埋蔵文化財等（堅穴住居跡、遺物等）に影響を与える行為（改変、収集・持ち出し等）を行わないこと。
- ・ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員など管理者の指導、指示に従うこと。
- ~~・ 帰着後、利用者は現地で得た自然環境の状態やルート等利用環境の現況などの情報を羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに別途定める様式に従って報告すること。~~  
(上記(1) 基本原則 に記述)
- ・ ルールを守らない者を見かけた場合は、利用後の報告と併せて報告すること。

### ~~(2)~~ 3) 特定利用形態別事項（特定の利用形態に関して守るべき事項）

「(2) 共通事項」に加え、各利用形態に応じ以下の事項を遵守するものとする。

なお、以下の利用形態以外の「その他の利用」については、利用状況の把握を行い、必要に応じ、具体的な「利用の心得」を設定するものとする。

#### ① 沿岸トレッキング利用に関する事項

(安全管理)

- ・ 沿岸トレッキングでは、岸壁や急斜面の高巻き、濃霧などの悪天候、ヒグマの高密度生息地であるなど極めて厳しい条件下にあることから、ある程度の岩登り技術や危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ・ 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、安全管理に関する必要な装備を携行すること。(ヘルメット、ザイル、地形図、コンパスは必携)
- ・ ルート確保のため、ザイル等を設置する際は回収すること。
- ・ 干潮でなければ越えることができない地点が存在しており、潮待ち場所等の状況は、事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに確認すること。

(野営)

- ・ 野営を行う場合には、前述の「一般的事項」の項を参照するとともに、野営場所等の状況は事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに確認すること。

(植生保護等)

- ・ 湿原など脆弱な植生地への踏み込みは避けること。

- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(溪流釣り)

- ・ 魚類を釣る数は、立ち入る期間内に自家消費する範囲内とし、持ち帰らないこと。

(その他)

- ・ 往復とも徒歩利用とする。ただし、けがの発生、或いは復路において体力を著しく消耗し、歩行を続けることが困難で事故が発生する恐れのある場合を除く。

## ② 山岳部利用に関する事項

(安全管理)

- ・ 当地区には登山道は全くなく、自らの判断で適切なルート選択を行い、安全を確保しなければならない。また、夏にしばしば発生する濃霧など悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある。従って、高度な登山技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ・ 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、安全管理に関する必要な装備を携行すること。
- ・ ルート確保のため、ザイル等を設置する際は回収すること。

(野営)

- ・ 野営を行う場合には、前述の「一般的事項」の項を参照するとともに、野営場所等の状況は、事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに確認すること。
- ・ 知床沼周辺の湿原植生等、脆弱な植生地での野営は行わないこと。

(植生保護等)

- ・ 湿原など脆弱な植生地への踏み込みは避けること。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(ゴミ処理・トイレ)

- ・ ミズゴケが生育するような脆弱な植生地で排泄しないこと。
- ・ やむを得ず調理に使用した排水が発生し、処理しなくてはならない場合は、野営地、水場や湿原植生地から50m以上離れた場所とすること。

(溪流釣り)

- ・ 魚類を釣る数は、立ち入る期間内に自家消費する範囲内とし、持ち帰らないこと。

(その他)

- ・ 目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収を原則とする。

## ③ 沿岸カヤッキング利用に関する事項

(安全管理)

- ・ 沿岸では、知床岬や斜里側ルシャでの強烈な突風、変わりやすい羅臼側の波や風、等々、極めて厳しい条件下にある。また、夏は、しばしば発生する濃霧など悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある。従って、高度な技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ・ 安全管理に関する必要な装備を携行すること。(ライフジャケット、ビルジポンプ、パドルフロートなど)
- ・ 複数艇で航行する際、長い行列にならないようしるしがけ、船舶の航路を妨げないこと。
- ・ 動力船が近づいてきたら、狭い範囲に集まり、停船してやり過ごすこと。
- ・ 動力船との衝突事故防止のため、動力船から発見・認識されやすいよう努めること。

(野営)

- ・ 野営を行う場合には、前述の「一般的事項」の項を参照するとともに、野営場所等の状況は、事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに確認すること。

(野生動物への干渉)

- ・ 希少鳥獣、或いはその他の野生動物の繁殖地などに必要以上に接近しないこと。
- ・ ~~海生動物~~海棲哺乳類 (クジラ、イルカ、アザラシ等)、海鳥、ワシ類等及び海岸線のヒグマなどの生息行動に影響を与えるような接近や追い回しを行わないこと。
- ・ 海棲哺乳類 (クジラ、イルカ、アザラシ等)、海鳥、~~(ワシ類を含む)~~及び海岸のヒグマに対して餌やり行為を行なわないこと。

(漁業との軋轢回避)

- ・ 漁船等の船舶に不安を与え、進路を妨害しないよう、常に「もつとも」陸寄りを進むこと。
- ・ 定置網の袋網(捕獲された魚が貯まる部分)に近づいて漁業者に迷惑をかけないこと。
- ・ 定置網付近には滞留せず、すみやかに通り過ぎるようにする~~しるしがけ~~こと。
- ・ 作業中の漁船には、作業の邪魔になったり危険のため、不用意に近づかないこと。

(その他)

- ・ カヤックの出発と帰着地点については、別途決められた場所から行うこと。
- ・ ウトロ漁港、相泊漁港、文吉湾等漁港施設は緊急避難以外には利用しないこと。
- ・ 出発地と帰着地の場所、ルート上の危険箇所、ヒグマ生息状況、上陸場所の適否、野営場所などの情報について、事前に羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターに確認すること。

#### ④ 河口部サケ・マス釣り利用に関する事項

(原則)

- ・ 渡船によるサケ・マス釣り利用は、現状程度以下に抑えることを基本として、限定さ

れた場所で決められた「釣り場」の区域内とする。(場所及び釣り場区域は別途調査を進め、調整の上定める。)

- ・ 釣りに際しては、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は、徒歩の場合は一人で持参して帰還できる程度以下、渡船の場合も一人で持参して帰還できる程度(クーラー1個)以下とし、魚卵のみの捕採は行わないこと。
- ・ 日帰り利用とし、緊急避難以外の宿泊・野営は行わないこと。
- ・ 渡船による河口部サケ・マス釣り利用は、親魚の遡上確保など資源保護のため、毎年9月末~~10~~日までとすること。

(自然物への干渉)

- ・ 出港地では洗靴等により、植物種子などの外来種の持ち込み防止に努めること。

(ゴミ処理)

- ・ 残飯などの生ゴミ及び釣り魚やその残滓等は、全て持ち帰ること。

(騒音)

- ・ 拡声器の使用等静かな自然環境の雰囲気を壊すような行為は行わないこと。

## ⑤ 動力船による海域利用に関する事項

(安全管理)

- ・ 漁船、シーカヤック等との事故防止のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ・ 観光船では認可を受けている航路から外れて航行しないこと。(浅瀬等)
- ・ 海岸300m以内では、7ノット以上で航行しないこと。

(野生動物への干渉)

- ・ 野生鳥獣保護のため、海岸部へは必要以上に接近しないこと。
- ・ 海生動物海棲哺乳類(クジラ、イルカ、アザラシ等)、海鳥、ワシ類等、及び海岸線のヒグマなどの生息行動に影響を与えるような接近(200 m以内)や追い回しを行わないこと。
- ・ 航路が決まっている観光船などの船舶については、海生動物海棲哺乳類(クジラ、イルカ、アザラシ等)や海岸線での野生動物の行動に影響を与えないという観点からも航路を外れないこと。
- ・ 海棲哺乳類(クジラ、イルカ、アザラシ等)が接近してきた場合には、進路を妨げないよう進路を変更するか、状況により減速~~エンジン~~を切って停船すること。
- ・ 海中に鯨類の鳴音及び疑似音を発しないこと。
- ・ 上記以外であっても、鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しないこと。ただし動力船が発する通常の動力音はこの限りではない。
- ・ 海鳥、ワシ類や岩礁に上陸している海棲哺乳類への影響緩和のためにも、陸の近くを航行する場合は7ノット以下で航行すること。また、海鳥のコロニーやワシ類がいる場所では~~沿岸~~200 m以内に近づかないことや拡声器を使わないことなど鳥類の行動

に影響を与えないように配慮すること。

- ・ 海鳥（ワシ類を含む）、海棲哺乳類、及び海岸のヒグマに対して餌やり行為を行わないこと。

(漁業との軋轢回避)

- ・ 定置網等漁業施設の付近には近づかないこと。

(騒音)

- ・ 拡声器の使用等静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は基本的に行わないこと。  
なお、危険の防止などの緊急の場合はこの限りではない。

(その他)

- ・ 船からゴミなどの投棄を行わないこと。
- ・ 秋さけ船釣りライセンス制による承認船主は、海区委員会指示及び事務取扱要領並びに関係法令規則を遵守するとともに、航行に当たっては上記の事項を守ること。
- ・ 羅臼側の秋サケ保護区域設定海域においては、海区委員会指示を遵守すること

#### 4 利用の心得の周知

「先端部地区」の利用の適正化について、利用者はもとより地域住民、事業者、漁業関係者等に対しても、パンフレットの配布、ホームページの開設等の多様な手法や出版社、報道機関等のメディアの協力を得て、広報・周知の徹底を図るものとする。なお、対象地区に関する最新の情報の収集把握に努め、利用者が事前に正確な情報を得られるような施設・設備、体制の充実を図るものとする。

##### 実施手法

###### 【事前情報】

- ・ 手引書（パンフレット等）の作成・配布
- ・ ホームページの開設・提供
- ・ 動画・プレゼンテーションの作成・上映
- ・ リアルタイムな現場情報の提供

###### 【利用者への周知】

- ・ 事前レクチャーの実施

##### 実施機関等

